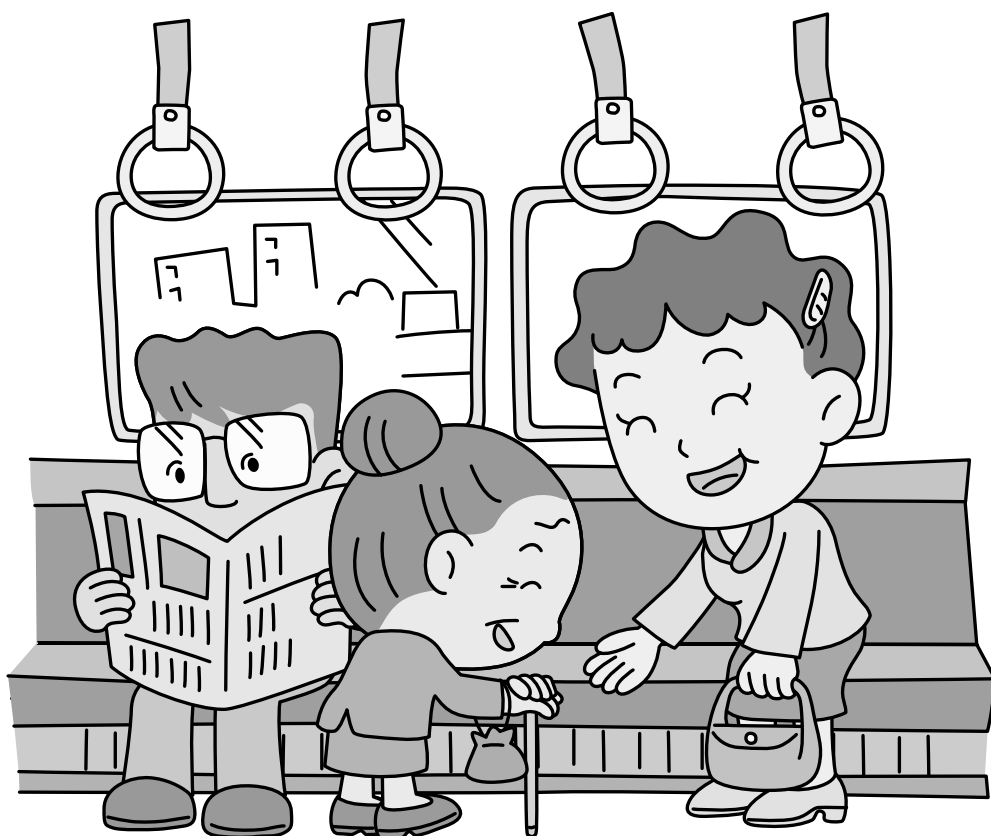


奥多摩の福祉サービス

～一人ひとりがささえあい、
みんなで作るまち・奥多摩～



奥多摩町福祉保健課

高齢者の方のために

1. 安全で、安心して暮らすために

- ・緊急通報システム …………… 2
- ・火災安全システム …………… 2
- ・住宅用火災警報器設置費用の助成 …………… 3
- ・高齢者自立支援住宅改修給付 …………… 3
- ・高齢者自立支援日常生活用具給付 …………… 4
- ・人にやさしいみちづくり整備事業 …………… 5
- ・福祉モノレール …………… 5
- ・福祉電話 …………… 5
- ・消費者被害等相談窓口 …………… 6

2. いきいきと暮らすために

- ・シルバー人材センター …………… 7
- ・老人クラブ …………… 7
- ・シルバーパス（都事業） …………… 7
- ・紙おむつの給付 …………… 8
- ・最高齢者・百歳訪問祝状贈呈 …………… 8
- ・老齢基礎年金 …………… 9
- ・高齢者世帯のごみ手数料の軽減 …………… 9

3. 健康を守るために

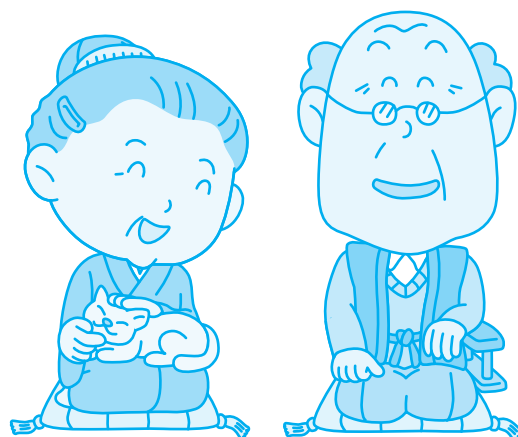
- ・健康・栄養相談 …………… 10
- ・胃がん検診 …………… 10
- ・肺がん検診 …………… 10
- ・大腸がん検診 …………… 10
- ・乳がん検診 …………… 11
- ・子宮がん検診 …………… 11
- ・高齢者インフルエンザ予防接種 …………… 11
- ・外出支援サービス（通院送迎サービス） …………… 12
- ・老人性白内障特殊眼鏡・
コンタクトレンズ費用助成 …………… 12

4. その他福祉サービス

- ・介護保険在宅利用者 利用者負担助成 …………… 13
- ・介護保険認知症グループホーム食費・
居住費助成 …………… 13
- ・地域支援事業（介護予防事業） …………… 14
- ・社会福祉協議会の高齢者福祉サービス …………… 16
- ・生活保護 …………… 17

5. 高齢者の相談窓口

- ・奥多摩町地域包括支援センター …………… 18
- ・民生委員 …………… 18
- ・高齢者福祉関係施設一覧 …………… 20



安全で、安心して暮らすために

いきいきと暮らすために

健康を守るために

その他の福祉サービス

高齢者の相談窓口

1 安全で、安心して暮らすために ●●●

緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者および65歳以上の高齢者のみ世帯で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を必要とする方が対象になります。

●内 容

ペンダント型の住宅用無線発報器を設置し、急病などの緊急事態に陥ったとき、東京消防庁に通報し、地域の協力体制等によりすみやかな救助を求めることができます。

●費 用

機器、設置費の一角が自己負担になります。

※区市町村民税非課税の方、生活保護の方は免除

●手続きに必要なもの

印鑑

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

火災安全システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者および65歳以上の高齢者のみ世帯で、心身機能の低下や居住環境等から、防火等の配慮が必要な方が対象になります。

●内 容

家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を設置し、火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁へ自動通報し、迅速な消火活動や救助を求めることができます。

●費 用

機器、設置費の一角が自己負担になります。

※区市町村民税非課税の方、生活保護の方は免除

●手続きに必要なもの

印鑑

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

住宅用火災警報器設置費用の助成

平成16年3月31日の東京都火災予防条例の改正により、新築住宅への住宅火災警報器の設置が義務化され、既存の住宅にも平成22年4月1日から設置が義務づけられます。町では、平成20年4月1日より、次のいずれかに該当する既存住宅に居住している世帯の方が、火災警報器を設置するために購入した費用の一部を助成します。

●対象者

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯（ひとり暮らし又は夫婦等の世帯）
- ②身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯
- ③東京都愛の手帳をお持ちの方がいる世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

※町内の販売店で購入した火災警報器のみが対象となります。

●助成金額

助成金の額は1世帯2万円を限度とし、火災警報器の設置経費が2万円に満たない場合はその経費を助成します。

●手続き

- ①警報器の取付けを行った後、住宅用火災警報器助成金交付申請書により、必要事項を記入して領収書の原本を添付して提出してください。
- ②申請者の委任により町内の販売店で申請することができます。

◆問い合わせ◆ 役場総務課防災担当 電話 83-2349 FAX 83-2344

高齢者自立支援住宅改修給付

おおむね65歳以上で介護保険法の規定による要介護および要支援認定の結果、非該当と認定された方が介護予防や重症化の防止、居住環境の改善のために自宅などを改良する場合に、その費用の一部を助成します。

●内容

(1)住宅改修予防給付（給付限度額200,000円）

手すりの取付け、床の段差解消、床材の変更、扉の取替え、便器の取替え

(2)住宅設備改修給付（給付限度額：浴槽379,000円、流し・洗面台156,000円、便器106,000円）

浴槽の取替えや、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化およびこれに付帯して必要な設備工事

●費用

原則として改修費用の1割が自己負担となります。ただし給付限度額を超えた分は全額自己負担となります。

※区市町村民税非課税の方、生活保護の方は限度額内の1割が免除

●手続きに必要なもの

工事見積書、改修前後の図面および写真、印鑑、住宅改修が必要な理由書、家屋所有者の承諾書（自己所有以外の家屋にお住まいの方等）

●注意事項

住宅設備改修給付は要支援・要介護と認定された方も対象となります。

改修後に申請をされても対象になりませんので、必ず事前に申請をしてください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

高齢者自立支援日常生活用具給付

おおむね65歳以上で介護保険法の規定による要介護および要支援認定の結果、非該当と認定された方のうち歩行が不安定であるなど、日常生活動作に低下が認められ、在宅生活継続のために用具が必要な高齢者が対象となります。

●内容

腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープ、歩行補助車の給付

●費用

購入費用の1割が自己負担になります。

※区市町村民税非課税の方、生活保護の方は免除

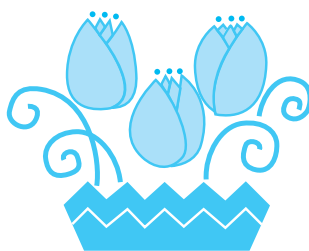
●手続きに必要なもの

見積書、印鑑

●注意事項

購入後に申請されても対象になりませんので、必ず事前に申請願います。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833



人にやさしい道づくり整備事業

町内の公共用道路（不特定多数の方が利用する道路）で、段差が高い、危険である等の理由により、高齢者や障がい者の方などの通行が困難な道路について、路面舗装・段差解消または手すり設置などを行い、安全かつ快適に道路が利用できるよう整備を行います。

※お住まいの自治会からの申請が必要です。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

福祉モノレール

在宅の65歳以上の高齢者または身体障害者手帳の交付を受けた障害者の方で、足などが不自由なため住居から車道までの移動が困難な方に、車いすごと乗車できる福祉モノレールを設置（貸与）し、外出を支援します。

※モノレールの維持経費等は利用者の負担となります。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

福祉電話

65歳以上のひとり暮らし高齢者および65歳以上の高齢者のみ世帯で、近隣に親族が居住していない方が対象です。

●内 容

町所有の電話回線を貸与し、基本料金と通話料金（月60度数相当）を助成し、電話のない世帯には電話を貸与します。

●条 件

近隣に親族が住んでいない方で、生計中心者の前年分の所得税（1月～6月までの間に行う申請については、2年前の所得税）が年額42,000円以下の世帯で定期的に安否の確認が必要な方が受けられます。

●手続きに必要なもの

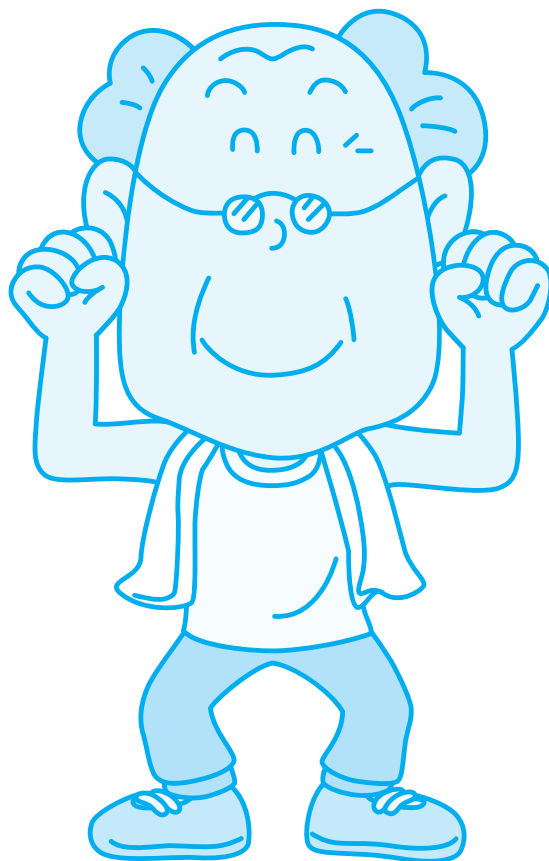
印鑑

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

消費者被害等相談窓口

高齢者をターゲットにした悪質な訪問販売や悪質業者などに関する消費者トラブル、多重債務などでお悩みの方に、専門家や東京都の専門機関等を紹介します。

◆問い合わせ◆ 役場観光産業課消費者相談担当 電話 83-2295 FAX 83-2344



シルバー人材センター

高齢者にお仕事を提供しています。

おおむね60歳以上の健康な方で、働く意欲のある方なら誰でも入会の申し込みができます。受けていただいた仕事の内容に応じて配分金（報酬）が支払われます。

●主な仕事内容

車の運転・植木・塗装・大工・交通量調査・毛筆筆耕・建物管理・交通整理・水道メーター検針・農林・土木・屋内外軽作業・家事援助・農産物の販売など。

●会員の会費

年会費 1人1,000円

◆問い合わせ◆ 社団法人奥多摩町シルバー人材センター 電話 83-2815 FAX 83-3108

老人クラブ

老人クラブは、老後の生活を楽しく有意義なものにするために、地域の人たちによって自主的につくられた会員組織の団体です。あなたも老人クラブに入会して、新しい生きがいを見つけてみませんか。

●活動内容

会員の教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーションなどの活動、地域社会との交流を図る。

●手続き

加入の申込みは、地域の老人クラブ会長まで。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833
奥多摩町社会福祉協議会 電話 83-3855 FAX 83-2567

シルバーパス—都事業

70歳以上で希望する方を対象に都バス、都電、都営地下鉄、都内民営バス（京王・西東京・多摩・立川・西武・小田急の各バス）を自由に乘れるパスを発行します。

●費用

住民税非課税の方1,000円 住民税課税の方20,510円

●交付方法

住所、氏名、生年月日が確認できるもの（保険証または運転免許証）、必要な費用を持参の上、交付の手続きをしてください。また、住民税非課税の方が1,000円で

交付を受ける場合は、非課税であることを証明する書類（介護保険料決定通知書、住民税非課税証明書など）の提示が必要です。

● **パスの有効期間**

10月1日～翌年9月30日

● **町内バス会社発行先**

西東京バス(株)五日市営業所氷川車庫 電話 83-2126

◆ **問い合わせ** ◆ 社団法人東京バス協会 電話 03-5308-6950

紙おむつの給付

町民税非課税世帯に属する、常時排泄の介護を必要とする高齢者または障がい者で、以下のいずれかにあてはまる方が対象となります。

- ・介護保険における要介護認定において、要介護2から5と判定された方
- ・1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・1度から3度までの愛の手帳の交付を受けている方

※平成20年4月から、88歳（米寿）以上の方には、申請をいただければ非課税世帯の要件なしで給付します。

● **内 容**

月に50枚を限度として紙おむつを支給します。

● **手続きに必要なもの**

印鑑

◆ **問い合わせ** ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

最高齢者・百歳訪問祝状贈呈

ご長寿を祝い、町内在宅最高齢の方、施設入所者最高齢の方、100歳（その年の敬老の日現在）の方に祝状および記念品をお贈りします。

◆ **問い合わせ** ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

老齡基礎年金—国事業

65歳以上の方が対象です。希望により60歳から受けることもできますが、年齢に応じて減額されます。

●内 容

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を4分の1免除された月数} \times \frac{5}{6} + \text{保険料を半額免除された月数} \times \frac{2}{3} + \text{保険料を4分の3免除された月数} \times \frac{1}{2} + \text{保険料を全額免除された月数} \times \frac{1}{3}}{40年（加入可能年数） \times 12}$$

支払月は偶数月で誕生日の翌月より支給されます。

●条 件

原則として25年間以上の受給資格期間（＝保険料納付期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）が必要です。

※合算対象期間についてはお問い合わせください。（多くの事例があります。）

●手続きに必要なもの

- ①年金手帳・基礎年金番号通知書 ②戸籍謄本 ③住民票（世帯全員） ④印鑑
⑤請求者の金融機関等の口座番号 ⑥配偶者が年金を受けている場合は、その証書など（条件によって異なりますので、事前に確認してください。）

◆受付の窓口◆

国民年金（第1号被保険者期間）のみ加入の方／役場住民課年金担当

電話 83-2182

上記以外の方／青梅社会保険事務所年金給付課 電話 0428-30-3413

高齢者世帯のごみ手数料の軽減

町では、平成20年度より、65歳以上の高齢者のみの世帯のごみ手数料を半額とします。

●対 象

4月1日現在において65歳以上の高齢者のみの世帯（ひとり暮らし又は夫婦等の世帯）

※ 住民登録上の世帯が分かれていても、同一家屋内にて65歳未満の方と同居している場合、対象になりません。

●内 容

一般世帯について、ごみ100キログラムまで月額500円のごみ手数料を、月額250円に減額します。

◆問い合わせ◆ 役場住民課生活環境担当 電話 83-2182 FAX 83-2344

健康・栄養相談

保健師、栄養士による健康・栄養に関する個別の相談が無料で受けられます。

●手続きに必要なもの

特にありません。直接保健福祉センターにお越しください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター 保健師・管理栄養士 電話 83-2777 FAX 83-2833

胃がん検診

30歳以上の方が対象で、胃部レントゲン撮影が無料で受けられます。日程については広報等でお知らせします。(指定日実施)

●手続き

事前に電話でお申込みください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター検診担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

肺がん検診

30歳以上の方が対象で、胸部レントゲン撮影と喀痰検査が無料で受けられます。日程については広報等でお知らせします。(指定日実施)

●手続き

事前に電話でお申込みください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター検診担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

大腸がん検診

30歳以上の方が対象です。問診と検便(免疫学的便潜血検査法)による検診が、検診車(指定日実施)または町内医療機関にて無料で受けられます。

●手続き

検診車：事前に保健福祉センターへお申し込みください。日程については広報等でお知らせします。

医療機関：直接町内医療機関で受診してください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター検診担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

乳がん検診

40歳～70歳の方で4月1日現在で偶数年令の方が対象で、視診、触診とマンモグラフィ検査が受けられます。日程など詳しくは広報等でお知らせします。(指定日実施)

●手続き

事前に電話でお申込みください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター検診担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

子宮がん検診

20歳以上の方で前年度受診していない方が対象で、協力医療機関にて細胞を採取し、検査します。料金は無料です。

●手続き

直接実施医療機関で受診してください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター検診担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

高齢者インフルエンザ予防接種

接種日現在で65歳以上の方、60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいや身体障害者手帳1級相当の障がいを有する方が対象です。

●内 容

インフルエンザ予防接種を一部公費負担で受けられます。(年1回)

●費 用

2,200円(生活保護受給者の方は、全額免除になります。)

●手続きに必要なもの

健康保険証(生活保護受給者は、生活保護受給証明書)

●手続き

指定医療機関へお申込みください。

●実施期間

10月中旬頃～翌年1月31日(広報等でご確認ください。)

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者インフルエンザ予防接種担当
電話 83-2777 FAX 83-2833

外出支援サービス（通院送迎サービス）

身体上の理由や居住地近辺に公共交通がない等の理由により、医療機関への定期的通院が困難な在宅高齢者の方を、町社会福祉協議会が運行する自動車で、町内の医療機関へ通院のために送迎します。

●手続き

事前に利用者登録をしていただく必要があります。

町社会福祉協議会事務局（福社会館）にて通院医療機関、利用を希望する曜日などを申告のうえ、申し込みをしてください。※印鑑をお持ちください。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833
奥多摩町社会福祉協議会 電話 83-3855 FAX 83-2567

老人性白内障特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成

65歳以上の高齢者で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方に対し、特殊眼鏡またはコンタクトレンズを購入する費用の一部を助成します。

●内 容

特殊眼鏡 1式につき 40,000円以内 コンタクトレンズ 1個につき 25,000円以内

●条 件

本人の前年の所得が一定額以上ある場合は助成を受けられません。

医療保険に加入していない方は助成を受けられません。

●手続きに必要なもの

①印鑑 ②領収書 ③医師の証明書

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター高齢者福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833



介護保険サービス等在宅利用者 利用者負担助成

在宅の高齢者の方を支援するため、在宅にて介護保険サービス等を利用する際の1割自己負担の一部を町が助成します。

●対象者と助成額

(第1段階)

町民税非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方には、介護保険の1割自己負担の1/2を助成します。

(第2段階)

町民税非課税世帯に属し、第1段階に当てはまらない方のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方には、介護保険の1割自己負担の1/4を助成します。

●手続き

利用対象者となられた方には、町から連絡・通知をいたしますので、その後に申請をしてください。

※印鑑と振込先口座情報が必要です。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター介護保険担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

介護保険認知症高齢者グループホーム食費・居住費助成

奥多摩町に所在する認知症高齢者グループホームを介護保険にて利用する際の食費・居住費の一部を町が助成します。

●対象者

以下の利用者負担第1段階または第2段階に当てはまる方を対象とします。

(利用者負担第1段階)

町民税非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方

(利用者負担第2段階)

町民税非課税世帯に属し、第1段階に当てはまらない方のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

●助成額

1日につき、次の「基準費用額」から「負担限度額」を差し引いた額を助成します。ただし、実際にかかった食費・居住費が「基準費用額」に達しない場合、実際の食費・居住費から「負担限度額」を差し引いた額の助成となります。

・食費

(利用者負担第1段階の方)

基準費用額：1日につき1,380円①

負担限度額：1日につき 300円② ①－②＝助成額

(利用者負担第2段階の方)

基準費用額：1日につき1,380円①

負担限度額：1日につき 390円② ①－②＝助成額

・居住費

基準費用額：1日につき1,980円①

負担限度額：1日につき 820円② ①－②＝助成額

●手続き

利用対象者となられた方（またはご家族）には、町から連絡、通知をいたしますので、その後申請をしていただきます。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター介護保険担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

介護保険 地域支援事業（介護予防事業）

奥多摩町では、高齢者の皆さまに、住み慣れた地域で介護を必要とせずに自立した生活を続けていただけるよう、介護保険地域支援事業（介護予防事業）として次のサービスを実施しています。

介護予防事業の対象者は、65歳以上で、要介護認定を受けていない方（要介護認定で「自立（非該当）」と認定された方を含む）のうち、町内の医療機関で実施している「生活機能評価」にて、事業を利用する必要があると判断された方です。

医師から事業を利用する必要があると判断された方には、町地域包括支援センターから利用希望の確認をいたします。

奥多摩町の介護予防事業（ ）内は利用料です。

●配食サービス

低栄養の改善が必要と判断された方のご自宅へ、奥多摩町高齢者在宅サービスセンターから週3回夕食を配達します。（1食700円）

●筋力向上トレーニング

運動器の機能向上が必要と判断された方に、奥多摩町福社会館内の機能訓練室に設置された4種類のマシンによる2時間程度のトレーニングを、週2回、3か月を利用期間として実施します。（月額2,000円）

●運動機能向上トレーニング

運動器の機能向上が必要と判断された方に、西多摩地区内の接骨院にお越しいただき、接骨医師の指導による30分程度のトレーニングを、週1回、3か月を利用期間として実施します。(月額220円)

●地域巡回型デイサービス

運動器の機能向上、低栄養改善、口腔機能の改善が必要と判断された方及び維持・改善を目指す方などに、指定の地域の生活館にお越しいただき、町から派遣する管理栄養士、歯科衛生士、運動指導員などの専門スタッフによる3時間程度の介護予防指導を、週1回、1年間を利用期間として実施します。(月額1,000円※昼食材料費は別)

●送迎対応型デイサービス

運動器の機能向上、低栄養改善および口腔機能の改善が必要とされた方などのうち、地域の生活館や福社会館にお越しいただくことが困難な方に、白丸デイサービスセンター「森の時計」にて、ご自宅からの送迎、利用日の昼食つきで、地域巡回型デイサービスと同様のメニューのほか、マシンによる筋力向上トレーニングなど、1回6時間程度の総合的な介護予防サービスを、週1回、6か月を利用期間として実施します。(月額2,000円※昼食代は別)

●食事療養サービス

低栄養および生活習慣病の改善が必要と判断された65歳以上の高齢者の方に、栄養士が利用者の状態に合わせて個別に栄養価を計算した食事(治療食)を、奥多摩病院にて毎日1食から3食、6か月を利用期間として提供します。(1食260円)

※これらの介護予防事業の利用料は、町の「介護保険サービス等在宅利用者 利用者負担助成」(13ページ)の対象となります。対象者となる利用者の方からは、上記の利用料から助成額を差し引いた額をお支払いいただきます。

◆問い合わせ◆ 保健福祉センター介護保険担当 電話 83-2777 FAX 83-2833
奥多摩町地域包括支援センター 電話 83-2777 FAX 83-2833



社会福祉協議会の高齢者福祉サービス

1. 有償家事援助サービス

日常生活に必要な家事援助などを提供します。

2. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力の不十分な方を対象に専門員・生活支援員により福祉サービス等の利用援助を行います。

3. 福祉機器貸出事業

車いす・介護用ベッド・ポータブルトイレ・エアーマットを短期間無料で貸し出し、日常生活の自立更正や介護者の負担軽減を図ります。

4. 生活福祉資金の貸付

高齢者の介護をしている世帯に対し、生活の安定や豊かな生活の営みを図ります。

5. 生活福祉資金（長期生活支援資金）の貸付

高齢者世帯に対して、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付を行い、その自立を支援します。

6. 生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対し、小口資金の貸付けを行い、生活安定を図ります。

詳しい内容、対象者等については下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 奥多摩町社会福祉協議会 電話 83-3855 FAX 83-2567



生活保護

生活保護とは、暮らしに困っている人に対して、生活費などを援助し、自立して生活ができるように援助する制度です。福祉保健課ではこうした人から相談、申請を受けつけています。申請後は東京都西多摩福祉事務所にて、その世帯の最低生活費を生活保護基準に基づき算定し、世帯の収入・資産状況等を調査したうえで、生活保護基準と比較してその不足する額について生活保護費を支給します。

●生活保護の基本的要件

生活保護は、次のような努力をしてもなお暮らしに困る場合が対象となり、調査のうえ適用の可否が判定されます。

- ①働くことができる人はその能力に応じて働いてください。
- ②預貯金や土地・家屋、生命保険の解約金等活用できるものは、すべて生活費に充ててください。自動車の保有も同様です。
- ③親、兄弟姉妹、子供などの扶養義務者に相談し、扶養援助を求めてください。
- ④年金、手当てなどの他の法律（制度）で活用できるものは、全て受けてください。

●生活保護者の受けられる制度

	減免・免除の内容	問い合わせ窓口
1. NHKの受信料	放送受信料全額	保健福祉センター生活保護担当 電話 83-2777
2. 水道料金	基本料金	上下水道課水道料金担当 電話 83-2343
3. 都営交通の無料	無料乗車券 (一世帯に1人のみ)	保健福祉センター生活保護担当 電話 83-2777
4. 一般廃棄物手数料	手数料免除	住民課生活環境担当 電話 83-2182



地域包括支援センター

高齢者の健康や生活、介護などを総合的に支援するための総合相談窓口です。

町の保健師、ケアマネージャーが介護保険サービスの利用、権利の擁護、虐待の防止、その他広く高齢者の生活上の悩み事や心配事について、解決へのお手伝いをいたします。

◆受付の窓口◆ 奥多摩町地域包括支援センター（保健福祉センター内）
電話 83-2777 FAX 83-2833

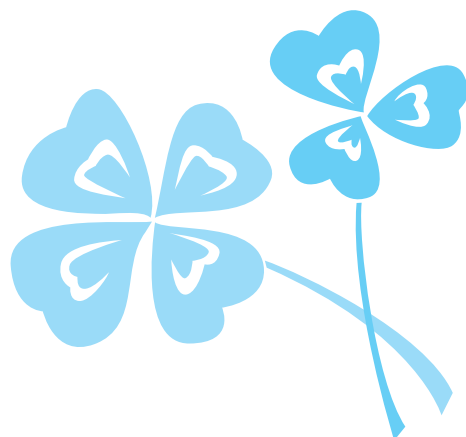
民生・児童委員

民生・児童委員は、身近な相談相手として暮らしに関するさまざまな相談（高齢者・児童・障がいのある方等）に応じています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。また、訪問による相談もできます。

氏 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
菊 地 美樹子	198-0102	川井152	0428-85-1369	川井
須 崎 佐 月	198-0101	大丹波572	0428-85-2569	大丹波
原 島 一 夫	198-0103	梅沢181	0428-85-2725	梅沢・丹三郎
原 島 けい子	198-0105	小丹波440	0428-85-2306	小丹波
小 澤 悦 子	198-0105	小丹波170-2	0428-85-2339	小丹波
山 宮 正 明	198-0106	棚沢179	0428-85-2997	棚沢
清 水 葉 子	198-0106	棚沢158-2	0428-85-2216	棚沢
大 澤 五百子	198-0107	白丸297	0428-83-2522	白丸
小 峰 和 子	198-0212	氷川311-1	0428-83-2478	大氷川
小 峰 百合子	198-0212	氷川304	0428-83-2347	大氷川

氏名	郵便番号	住所	電話番号	担当区域
杉山 昭子	198-0212	氷川718-3	0428-83-2434	長畑
小峰 眞子	198-0212	氷川877-4	0428-83-2193	常磐
渡邊 幸治	198-0212	氷川1444	0428-83-2023	南氷川
宇佐美 隆子	198-0212	氷川1881-1	0428-83-2539	栃久保
牧野 末廣	198-0211	日原196	0428-83-8313	大沢
原島 二三和	198-0105	小丹波364-1	0428-84-7818	日原
堀口 光代	198-0213	海沢828	0428-83-2420	海沢
島崎 美佐子	198-0222	境357	0428-83-2260	境
森田 美都子	198-0222	境956	0428-86-2031	中山
室川 静子	198-0223	原182-4	0428-86-2119	原・川野・留浦
大野 利明	198-0225	川野524	0428-86-2580	下り・雨降り・峰・奥



高齢者福祉関係施設一覧

町 関 係

		電 話	F A X
奥 多 摩 町 役 場	〒198-0212 奥多摩町氷川215-6	0428-83-2111	0428-83-2344
奥多摩町保健福祉センター	〒198-0212 奥多摩町氷川1111	0428-83-2777	0428-83-2833
奥多摩町地域包括支援センター	〒198-0212 奥多摩町氷川1111 保健福祉センター内	0428-83-2777	0428-83-2833
社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会	〒198-0212 奥多摩町氷川199 奥多摩町福祉会館内	0428-83-3855	0428-83-2567
社団法人奥多摩町シルバー人材センター	〒198-0212 奥多摩町氷川954-11	0428-83-2815	0428-83-3108

東京都関係等

		電 話	F A X
西多摩福祉事務所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1165	0428-23-4068
西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅5-19-6	0428-22-6141	0428-23-3987
東京都女性相談センター 多摩支所	〒190-0023 立川市柴崎町4-11-16	042-522-4232	042-524-1097
青梅社会保険事務所	〒198-8525 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3413	0428-31-2359
東京都国分寺高年齢者 就業相談所	〒185-0021 国分寺市南町3-22-10 東京都労働相談情報センター国分寺事務所2階	042-324-4961	042-322-7109
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ	03-3268-7171	03-3268-7433
青梅税務署	〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4	0428-22-3185	0428-21-2444
青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1152	0428-22-6224



■発行日 平成20年4月
■編集・発行 奥多摩町福祉保健課
■印刷 刷

